

10 資本費算入率の推移(下水道事業)

◆下水道事業における費用負担の原則

雨水 = 公費	汚水 = 私費
---------	---------

◆下水道使用料の改定状況と使用料対象経費

下水道使用料の改定状況			維持管理費	下水道使用料で賄う汚水対象経費	
改定実施日	資本費算入率	平均改定率		資本費(数字は算入率)	
① H元. 4. 1	10%	33.5%	100	+	10 90(経営)
② H4. 4. 1	15%	37.7%	100	+	15 85(経営)
③ H7. 4. 1	23%	18.8%	100	+	23 77(経営)
④ H10. 4. 1	36%	18.9%	100	+	36 64(経営)
⑤ H13. 4. 1	38%	0.0%	100	+	38 62(経営)
⑥ H14. 10. 1	50%	16.5%	100	+	50 50(経営)
⑦ H20. 10. 1	65%	18.0%	100	+	65 35(経営)
⑧ H26. 10. 1	70%	9.8%	100	+	70 30(経営)
今回計画案	75%	9.9%	100	+	75 25(経営)

(注) 「経営」・・・経営安定化補助金

11 水道料金・下水道使用料の平均改定率の変遷(平成元年度以降)

施行月日	平均改定率	
	水道	下水
平成元年4月1日		33.5%
平成4年4月1日		37.7%
平成5年4月1日	19.5%	
平成7年4月1日		18.8%
平成9年4月1日	14.2%	
平成10年4月1日		18.9%
平成14年10月1日		16.5%
平成20年10月1日		18.0%
平成26年10月1日	10.7%	9.8%
令和2年4月1日(予定)	9.5%	9.9%

*消費税率等の改正に伴う改定は含んでいません。